

平成30年度

甲賀市国民健康保険事業実施計画（案）

1. 国民健康保険事業運営の現状

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基盤の役割を担っており、地域住民の健康保持増進を図り、社会の安定と発展に大きく貢献してきました。

しかしながら、他の医療保険に属さない方を被保険者としていることから、高齢者や低所得者の割合が高く、全国的に国保の運営は厳しい状況にあります。

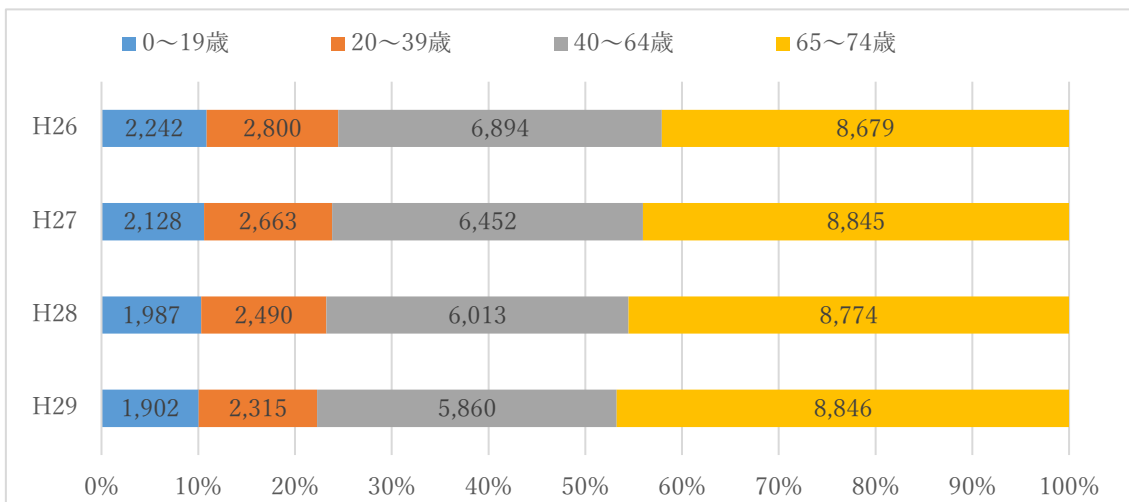
これらの構造的な問題を解消し、持続可能な医療保険制度を構築していくため国民健康保険法等が改正され、平成30年度からは滋賀県が財政運営の責任主体となり、県と市町が共同保険者として安定した国保運営を目指します。

(1) 被保険者数の推移

国民健康保険被保険者数は、年々減少傾向にありますが、医療費が比較的高額となる高齢者割合の増加により保険者負担が増加する傾向にあります。

		平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年 12 月末
総人口	B (人)	92,533	91,949	91,587	91,413
被保険者数	総数 D (人)	20,615	20,088	19,264	18,923
	加入率 D/B	22.28%	21.84%	21.03%	20.66%

(参考) 国民健康保険被保険者の年齢別割合

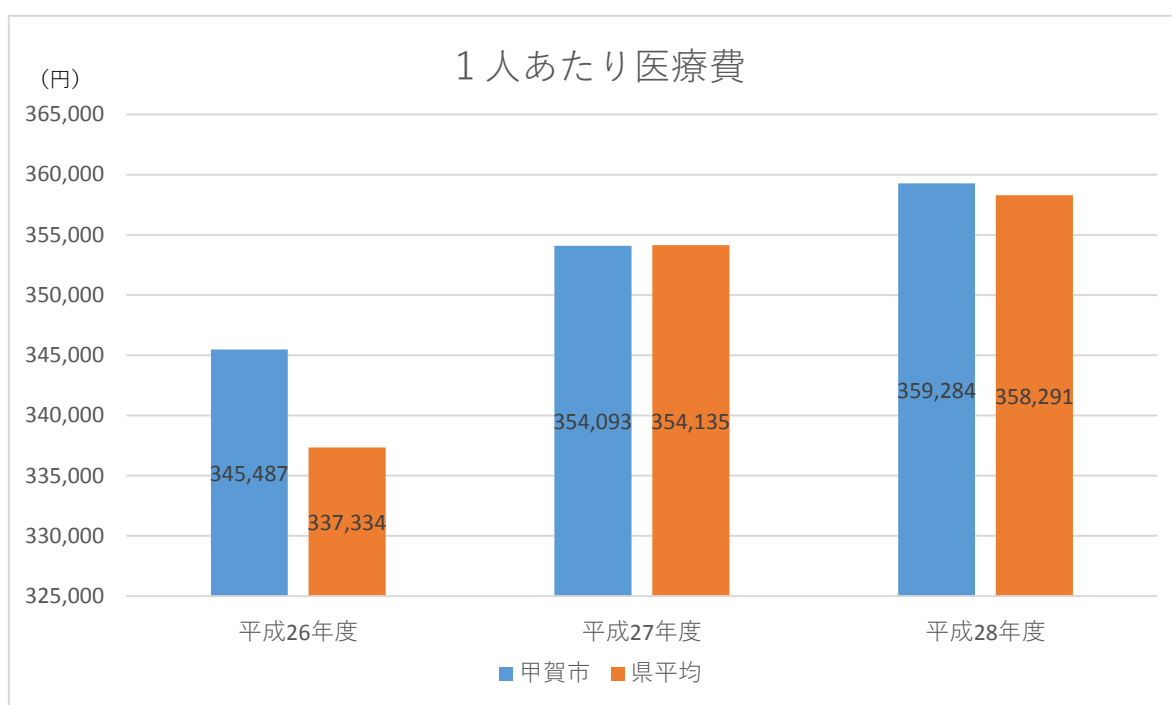


(2) 医療費の状況

保険給付費は、年々増加の一途です。1人あたりの医療費は、平成27年度は県平均より少ない状態でありましたが、平成28年度は県平均を少し上回る結果となりました。

(単位:円)

区 分	平成26年度	伸び率	平成27年度	伸び率	平成28年度	伸び率
甲賀市	345,487	1.029	354,093	1.025	359,284	1.015
県平均	337,334	1.041	354,135	1.050	358,291	1.012
県内順位	4位		10位		12位	



2. 平成30年度の運営について

国民健康保険制度を持続可能な制度として維持運営していくために、必要な「歳入の確保」と「歳出の抑制」を基本とした事業運営を行ってまいります。

(1) 歳入の確保

ア 収納対策の推進

国保税の現年度収納率95%を確保するため、税務課を中心として、①滞納の未然防止、②現年度分の徴収強化、③滞納繰越分の縮減・早期完結の3点を基本方針とした滞納整理を進めていきます。

そのため、平成30年度においても、有効期限の短い短期被保険者証などを発行することにより税の収納確保に努めていきます。

イ 適正賦課（所得把握）の推進

所得未申告世帯に対しては、文書等により税の申告や国保独自の簡易申告書の提出を求めて、所得の把握に努めています。特に低所得者世帯に対しては、所得に応じて該当する法定軽減や減免を適用して適正な負担とし、納付につなげていきます。

(2) 歳出の抑制

ア 特定健康診査・特定保健指導の充実

歳出の約6割を占めている医療費を抑制するため、「甲賀市国民健康保険保健事業計画（第2期データヘルス計画）（第3期特定健康診査等実施計画）」に基づき、引き続き特定健康診査受診率・特定保健指導実施率向上に重点的に取り組んでいきます。

これにより、被保険者の健康保持増進および健康寿命の延伸を積極的に図っていくとともに、中長期的医療費の適正化を目指します。

イ 効果的・効率的な保健事業の推進

「データヘルス計画」に基づき、効果的・効率的な保健事業を積極的に進めます。

特に医療費が高いとされる糖尿病の重症化予防事業をはじめ、医療等の適正利用啓発や後発医薬品の利用促進に努め、医療費の適正化を目指します。

(3) 医療保険制度改革への対応

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、平成30年4月から、「滋賀県国民健康保険運営方針」に基づき、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保事務の効率化、標準化を推進し、制度の安定化を目指すこととなります。

本市においても、県・県内市町・その他関係機関とともに、被保険者の利便性の確保を図るため、市の役割を担っていきます。